

# 時津町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について(概要)

## 1 時津町新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示すものとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により策定する計画

本町は平成27年2月に策定、令和2年3月に機構改革に伴う改正

## 2 計画の目的

- ①感染拡大の抑制、住民の生命及び健康の保護
- ②住民の生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化

## 3 改定の背景

令和6年7月の政府行動計画及び令和7年3月の県行動計画の抜本改定を受け、町行動計画も策定以来初の抜本改定を実施

## 4 計画における対策項目

主な対策項目を7項目とし、項目ごとに基本理念・目標を示し、それらを意識した具体的な取り組みを、発生前～流行終息までの段階に応じ、準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載

### ①実施体制

- 国、県、他市町、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図る
- 迅速な情報収集について、平時から準備を行い、感染症発生時の的確な政策判断・実行につなげる

準備期	初動期	対応期
町業務継続計画の変更 国、県等との連携強化	対策本部の設置検討 国の財政支援の有効活用や地方債発行の検討・準備	対策本部の設置 対策本部の廃止 緊急事態措置の検討・実施 国の財政支援の有効活用や地方債発行の実施

### ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 科学的根拠等に基づいた正確な情報の提供、双方向のコミュニケーションによる住民等・県・他市町・医療機関・事業者等とのリスク情報の共有を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにする

準備期	初動期	対応期
感染症に関する情報提供・共有体制の整備 コールセンター等の準備	感染症に関する情報提供・共有体制の強化 コールセンター等の設置	コールセンター等の継続

### ③まん延防止

- まん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制を可能な範囲に収める

準備期	初動期	対応期
基本的な感染対策の普及	まん延防止対策の準備	

### ④ワクチン

- ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守る
- 接種の体制や実施方法を準備し、接種時は国の計画や新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う

準備期	初動期	対応期
接種体制の構築	接種会場や接種に必要な医療従事者等の確保	特定接種・住民接種の実施、接種記録の管理 予防接種健康被害救済制度について、住民への情報提供及び相談対応

### ⑤保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、地域の理解や協力を得る
- 業務効率化・省力化を行い、県と連携した健康観察及び生活支援を行う

準備期	初動期	対応期
県との連携体制の構築	県実施の健康観察・生活支援への協力	

### ⑥物資

- 感染症対策物資等の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐ

準備期	初動期	対応期
感染症対策物資等の備蓄		

### ⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保

- 住民の生命・健康被害や生活などの影響等に備え、住民等に必要な準備を行うことを勧奨する
- 住民の生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う

準備期	初動期	対応期
情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備	遺体安置施設の確保準備	生活支援を要する者への生活支援 生活関連物資の安定供給に関する対応 影響を受けた事業者に対する支援 埋葬・火葬の特例に基づく対応